

(17) 岡谷市スポーツ少年団規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人岡谷市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第46条第2項の規定に基づき、岡谷市スポーツ少年団（以下「本団」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本団は、岡谷市内の各スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成し、それを代表とする組織体とする。

(目的)

第3条 本団は、この法人の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団育成団体等の組織化と育成指導
- (4) スポーツ少年団全市的行事の実施
- (5) スポーツ少年団体力テストの実施
- (6) 市内関係団体との連携と交流
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) スポーツ少年団に関する調査研究並びに広報活動
- (9) その他前条の目的達成に必要な事業

(登録)

第5条 スポーツ少年団の加入は、本団及び長野県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

- 2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 顧問 | 若干名 |
| (2) 本部長 | 1名 |
| (3) 副本部長 | 若干名 |
| (4) 常任委員 | 若干名 |
| (5) 代議員 | 第7条による。 |

(代議員)

第7条 代議員は、各単位団から1名ずつ選出する。

- 2 単位団が選出した代議員が本部長、副本部長又は常任委員に就任したときは、代議員の資格を失う。この場合、その後任は第1条の規定により、その者の属する単位団から選出する。
- 3 代議員は、代議員会を組織し、この規程に定める事項を審議する。

(本部長、副本部長)

- 第8条 本部長、副本部長は、代議員会でこれを推挙し、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 2 本部長は、本団を代表し、業務を統括する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任委員)

- 第9条 常任委員は、代議員会において選出し、本部長がこれを委嘱する。
- 2 常任委員は、常任委員会を組織し、本団の団務を執行する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

- 第11条 本団に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、代議員会の同意を得て本部長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(代議員会)

- 第12条 代議員会は、本部長、副本部長、常任委員及び代議員をもって構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他本部長の付議した事項を審議する。
- 2 代議員会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集し、議長となる。
 - 3 代議員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。
 - 4 代議員会の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 5 代議員が代議員会に出席できないときは、議決権をほかの代議員又はその所属する単位団の役員に委任することができる。この場合、委任した代議員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

- 第13条 常任委員会は、本部長、副本部長、及び常任委員をもって構成し、本団の業務を執行する。
- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。
 - 3 常任委員会の会議は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(専門部会)

- 第14条 本団に代議員会の決議により必要な専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、代議員会の決議を得て本部長が委嘱する専門部員をもって構成する。
 - 3 専門部会について、必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

(事務局)

- 第15条 本団の事務は、この法人の事務局において処理する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、代議員会の意見を聞いて、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 岡谷市スポーツ少年団本部規則は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

※ 経 過

平成25年4月1日	施行	
令和2年4月1日	一部改正	(法人の名称の変更)